

市第6号議案

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年5月23日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

（横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

附則中第17項を第18項とし、第6項から第16項までを1項ずつ繰り下げ、附則第5項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第6項とし、附則中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 令和6年4月1日前から存する指定短期入所生活介護事業所（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号）第135条第1

項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。)の居室(同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)の全部又は一部を令和9年3月31日までの間に転換(当該指定短期入所生活介護事業所の利用定員を減少させるとともに、当該指定短期入所生活介護事業所の設備の全部又は一部を指定介護老人福祉施設の用に供することをいう。)をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る居室についての第5条第1項第1号の規定の適用については、同号ア中「1人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。

(横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第74号)の一部を次のように改正する。

附則中第16項を第17項とし、第10項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、附則第9項中「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第10項とし、附則中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 令和6年4月1日前から存する指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第135条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。)の居室(同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)の全部又は一部を令和9年3月31日までの間に転換(当該指定短期入所生活介護事業所の

利用定員を減少させるとともに、当該指定短期入所生活介護事業所の設備の全部又は一部を特別養護老人ホームの用に供することをいう。)をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る居室についての第11条第4項第1号の規定の適用については、同号ア中「1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

指定介護老人福祉施設及び特別養護老人ホームにおける居室の定員に係る特例を定めるため、横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

附 則

（第1項及び第2項省略）

- 3 令和6年4月1日前から存する指定短期入所生活介護事業所（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号）第135条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）の居室（同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）の全部又は一部を令和9年3月31日までの間に転換（当該指定短期入所生活介護事業所の利用定員を減少させるとともに、当該指定短期入所生活介護事業所の設備の全部又は一部を指定介護老人福祉施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る居室についての第5条第1項第1号の規定の適用については、同号ア中「1人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。

$\frac{4}{3}$ （本文省略）

$\frac{5}{4}$ （本文省略）

$\frac{6}{5}$ 一般病床（医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第1号に規定する精神病床で、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附

則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び~~附則第8項~~^{附則第7項}において同じ。）又は療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第5条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

$\frac{7}{6}$ （本文省略）

$\frac{8}{7}$ （本文省略）

$\frac{9}{8}$ （本文省略）

$\frac{10}{9}$ （本文省略）

$\frac{11}{10}$ （本文省略）

$\frac{12}{11}$ （本文省略）

$\frac{13}{12}$ （本文省略）

$\frac{14}{13}$ (本文省略)

$\frac{15}{14}$ (本文省略)

$\frac{16}{15}$ (本文省略)

$\frac{17}{16}$ (本文省略)

$\frac{18}{17}$ (本文省略)

横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する
条例 (抜粋)

($\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{改正案}}{\text{現行}}$)

附 則

(第1項から第6項まで省略)

7 令和6年4月1日前から存する指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第135条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。)の居室(同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)の全部又は一部を令和9年3月31日までの間に転換(当該指定短期入所生活介護事業所の利用定員を減少させるとともに、当該指定短期入所生活介護事業所の設備の全部又は一部を特別養護老人ホームの用に供することをいう。)をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る居室についての第11条第4項第1号の規定の適用については、同号ア中「1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。

$\frac{8}{7}$ (本文省略)

$\frac{9}{8}$ (本文省略)

$\frac{10}{9}$ 一般病床（医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第1号に規定する精神病床で、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び~~附則第12項~~附則第11項において同じ。）又は療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第11条第4項第9号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

$\frac{11}{10}$ （本文省略）

$\frac{12}{11}$ （本文省略）

$\frac{13}{12}$ （本文省略）

$\frac{14}{13}$ （本文省略）

$\frac{15}{14}$ （本文省略）

市第6号

$\frac{16}{15}$ (本文省略)

$\frac{17}{16}$ (本文省略)